

各医療機関 管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長  
(公印省略)

病床数適正化緊急支援事業に係る第1回申請受付について（通知）

本県の医療行政の推進については、日頃から多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
先般、「令和8年度（令和7年度からの繰越分） 病床数適正化緊急支援事業の実施について」（令和8年4月8日付け医政発 0408 第4号）（以下「国通知」という。）が厚生労働省から示されました。

これを受け、本県でも医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めることを目的として、「千葉県病床数適正化緊急支援事業実施要領」を制定し、病床数適正化緊急支援事業（以下「本事業」という。）を実施することといたしますので、本事業を活用する医療機関におかれましては、国通知等の内容を十分に承知の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、本事業は国の予算の範囲内での実施となりますので、申請病床数や協議の状況等により、給付金の全額、または一部を支給できない場合がございます。

また、本事業を活用しない場合は、申請していただく必要はありません。

記

1 申請書類

- (1) 申請様式
- (2) 口座振込申出書
- (3) 具体的対応方針（様式1）
- (4) 千葉県暴力団排除条例に係る誓約書（別紙1）及び役員等名簿（別紙2）
- (5) 病床数適正化緊急支援事業に係る誓約書（別紙3）

※（1）申請様式及び（2）口座振込申出書については、申請サイトもしくは厚生労働省 HP（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72383.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72383.html)）からダウンロードして使用してください。

※（3）具体的対応方針（様式1）、（4）千葉県暴力団排除条例に係る誓約書（別紙1）及び役員名簿（別紙2）並びに（5）病床数適正化緊急支援事業に係る誓約書（別紙3）は、千葉県が必要と認める独自の様式になります。

※（3）具体的対応方針（様式1）については、一般・療養病床を削減する医療機関のみ必要になります。

2 第1回申請受付期間・申請方法

(1) 第1回申請受付期間

令和8年6月23日（火）～令和8年7月14日（火）【期限厳守】

※ 第2回申請受付期間については、別途お知らせいたします。

(2) 申請方法

申請サイト（[https://en.surece.co.jp/byoushou\\_sien26/](https://en.surece.co.jp/byoushou_sien26/)）にアクセスし、申請書類をアップロードしてください。

### 3 注意事項

- ・ 病床数適正化緊急支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）（５）（５－４）記載のとおり、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者は令和 19 年 3 月 31 日まで病床を増床（医療法第 30 条の 4 第 10 項から第 12 項の場合を除く）させた場合は、給付金の全額返還の対象になります。
- ・ 本事業において、病床削減を行う医療機関におかれましては、実施要綱（５）（５－２）において、医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場合等（本県では、一般・療養病床は地域医療構想調整会議、精神病床は地方精神保健福祉審議会を予定）において議論を行った上で削減を行うこととされていることから地域医療構想調整会議等へ出席の上、説明をお願いする場合がございますので御承知おきください。
- ・ 申請病床数や協議の状況等によっては、給付を受けられない場合があります。
- ・ 申請受付期間をよく御確認いただき、期限厳守でお願いいたします。
- ・ 産科・小児科病床については、原則、本事業の対象外ではありますが、現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床は、本事業の対象になります。
- ・ その他、国通知等をよく御確認の上、申請をお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部健康医療整備課  
地域医療構想推進室 中村

TEL : 043-223-2608 FAX : 043-221-7379

Mail : [chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp)